

過半数代表選出を考えよう！②

★過半数代表者の選定における不適切な手続きの禁止事項について

- ① 社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。
- ② 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること。
- ③ 十分な周知期間を設けず選出手続きを行うこと。
- ④ 事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- ⑤ 投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。
- ⑥ 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- ⑦ 開票前に投票内容を確認すること。

「ダメなものはダメ！」と声を上げなければ
「法令違反」「ハラスメント」は止められない！



★原則を捉えておこう！

社員一人ひとりの自由意志が保障されなくてははいけません！

昨年の過半数代表者選挙において、一部職場内のグループLINEで管理者より「特定の立候補者に投票することは、会社に対して反旗を翻すことを良く考えてください。」「投票に×を投じるのであれば自分の立場を考えてください。」といった内容が拡散されました。

秋田地本では緊急申し入れを行い、団体交渉において会社より「適切ではないと判断している。適切でない表現があり指導し注意していく。」ことを確認しました。

ハラスメントは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為であるとされています。職場だけではなく、LINEグループの中で、上司が部下を叱責するメッセージを送ることは、人前で叱責をするのと同様の行為となります。更に、過半数代表者選挙において、管理者や職場内の優位性を背景に慫慂されるのであれば「社員一人ひとりの自由意志が保障されなくてははいけない」ことに反してしまいます。